

平成28年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成28年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会を平成28年9月29日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

委員定数 21名

現委員 21名

2. 出席委員 18名

(事務局) 6名

欠席委員 3名

3. 議案

議案第5号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について(4件)

議案第6号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(編入)申請書審議について(1件)

その他

開会 午前9時30分

事務局長(●●) 平成28年度第3回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は18名、在任委員は21名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(2番●●委員 3番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

委員の時間の都合上、今回は第6号議案から審議

議案第6号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(編入)申請書審議について)

○受付第1号

[事務局 ●●説明]

中山間直接支払制度の対象地域が振興地域内の農用地となっておりまして27年度から第

4期対策が始まっていますが、さらに地区の積極的な取り組みがあり、農用地に入っていない農地を対象地域に新しく組み込むために審議していただきたいです。件数が多いので一括させてもらいます。

(吾川地区)

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 1,031 m²

同所同字 ●●番 面積 1,502 m²

同所同字 ●●番● 面積 449 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 269 m²

同所同字 ●●番● 面積 516 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 249 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 111 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 94 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 114 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 150 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 360 m²

同所同字 ●●番 面積 687 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 198 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 281 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 1,149 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 321 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 526 m²

同所同字 ●●番 面積 572 m²

同所同字 ●●番 面積 146 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 1,685 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

同所有者で、●●字●● ●●番 面積 455 m²

こちらは地目は台帳が田・現況が畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 161 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 290 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 353 m²
地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 206 m²
地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、大阪府●●の●●さん
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 298 m²
地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 919 m²
同所同字 ●●番● 面積 228 m²
地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 428 m²
同所字●● ●●番 面積 229 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 211 m²
地目は台帳・現況とも田となっております。

引き続いて、

所有者は、高知市●●の●●さん
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 1,157 m²
地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 125 m²
地目は台帳・現況とも畑となっております。
同所有者で、同所同字●●番 面積 164 m²
こちらは地目は台帳・現況とも田となっております。

引き続いて、

所有者は、高知市●●の●●さん
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 1,447 m²

同所同字 ●●番 面積 2,307 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 667 m²

同所同字 ●●番● 面積 610 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん 外1名

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 692 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 409 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 339 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 750 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 1,067 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

以上、吾川地区の合計農用地区域編入面積は 23,922 m²となっております。

(仁淀地区)

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 334 m²

同所同字 ●●番 面積 126 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 133 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 141 m²

同所同字 ●●番● 面積 172 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 105 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 327 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 106 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 1,435 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 318 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 118 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 370 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 775 m²

同所同字 ●●番● 面積 700 m²

同所同字 ●●番 面積 67 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、愛媛県●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 92 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

同所有者で、●●字●● ●●番● 面積 1,170 m²

同所同字 ●●番● 面積 94 m²

こちらは地目は台帳・現況とも田となっております。

引き続いて、

所有者は、愛媛県●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 265 m²

同所同字 ●●番● 面積 37 m²

同所字●● ●●番● 面積 399 m²

同所字●● ●●番● 面積 15 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 241 m²

同所字●● ●●番 面積 3,330 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 139 m²

同所同字 ●●番●● 面積 453 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 86 m²

同所同字 ●●番● 面積 74 m²

同所同字 ●●番 面積 252 m²

同所同字 ●●番 面積 75 m²

同所同字 ●●番 面積 176 m²

同所字●● ●●番● 面積 78 m²

同所同字 ●●番● 面積 11 m²

同所同字 ●●番 面積 29 m²

同所字●● ●●番● 面積 135 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

同所有者で、●●字●● ●●番● 面積 497 m²

こちらは地目は台帳・現況とも田となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 502 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 55 m²

同所字●● ●●番● 面積 337 m²

同所同字●●番● 面積 49 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 631 m²

同所同字 ●●番● 面積 1,281 m²

地目は台帳・現況とも田となっております。

以上、仁淀地区の合計農用地区域編入面積は 15,730 m²となっております。

(池川地区)

所有者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 280 m²

同所同字 ●●番 面積 1,231 m²

地目は台帳・現況とも畑となっております。

以上、池川地区の合計農用地区域編入面積は 1,511 m²となっております。

一筆ごとに担当委員さんに現地を一緒に見ていただいて確認をしております。以下、議案書をめぐっていただいたら、その確認した状況の写真を付けております。各委員さんからは問題無く耕作されていたと伺っていますので一括して提案させてもらっています。

それと所有者名の中には何人かお亡くなりになっていらっしゃる方もおりますが、所有者名という事で記載しています。

この件については、全員賛成により編入を承認する。

議案第 5 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 10 号

〔会長〕なお、受付 No10 の譲受人は●●地域担当の●●委員でありますので、今回は●●地域

担当の●●委員をお願いをしています。

また、この案件は、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する自己の案件となりますので、●●委員は議事参与できないことを申し上げます。

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 360 m²

地目は、台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は交換となっております。後に説明する権利取得者が町外の受付 No4 の土地と交換です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地を事務局の●●さんと見に行きました。譲渡人の●●さんが家と土地が少し離れていて耕作しにくく、家の横には譲受人の●●さんの土地があるので交換となりました。権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第11号

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 94 m²

地目は、台帳・現況とも畑になっております

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

●●委員が欠席のため、事務局の●●が代読。

現地確認を9月23日に行いました。譲受人●●さんと事務局●●と●●委員さんと確認しました。権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
 2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
 3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
 4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
 5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第12号

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で6筆あり、所在は、

●●字●● ●●番	面積 85 m ²
同所同字 ●●番●	面積 87 m ²
同所同字 ●●番●	面積 62 m ²
同所同字 ●●番	面積 9.91 m ²
同所同字 ●●番	面積 13 m ²
同所字●● ●●番	面積 316 m ²
	合計面積 572.91 m ²

地目は、●● ●●番・●●番●・●●番・●●番は台帳・現況とも畑になっております。

●● ●●番●は台帳・現況とも田になっております。●● ●●番は台帳は田、現況は畑となっております。

譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

譲渡人●●さんが高知市のため耕作することが難しいので売りたいということです。土地は譲受人の家から100mくらいの距離にあります。権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することは難しいかもしれませんが耕作に努めるということです。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないこと

を確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第4号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地は全部で2筆あり、所在は、

●●字●● ●●番●	面積	119 m ²
同所同字 ●●番●	面積	52 m ²
	合計面積	171 m ²

地目は、台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は交換となっています。

[会長] この案件もさきほどの受付 No10 と同じ取扱いとなりますので、●●委員は議事参加できないことを申し上げます。

[地区担当農業委員 ●●委員]

受付 No10 の反対になったパターンです。

1. 現地は農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

その他

〔●●委員〕

6号議案の農用地区域に編入することで何か変わりますか。

〔事務局（●●）〕

特にはないと思います。役場のほうからこの土地を入れたいということではなくて地域のほうからの発信で申請をされています。5年間は自分の土地を守っていく約束なので、途中でやめたり売買したりすることはできません。本人さん以外でもその協定内の方が誰か耕していたらかまいません。

〔会 長〕

他にありませんか。

なし

〔会 長〕「吾川郡農業委員会参加者の増員について」

〔会 長〕

以上で平成28年度第3回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時20分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員